平成２３年（フ）第５０５号
奈良市朱雀１丁目３番地の17　シティタウン朱雀Ｂ－１
債務者　藤井　利博
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川村　容子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月17日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
奈良地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１３５号
栃木県足利市板倉町1410番地
債務者　堀江　美穂
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月２日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第１３７号
栃木県佐野市堀米町3923番地４　大高アパート９号室
債務者　山﨑　國夫
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月２日午後３時
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第２９８号
釧路市中鶴野32番８号
債務者　佐藤　良二
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月11日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第６９８号
川崎市多摩区登戸728番地　弥彦荘201、前住所川崎市多摩区登戸2265番地　たつみ荘203
債務者　松本　信幸
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月10日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１５０号
栃木県栃木市川原田町92番地８
債務者　野田　孝子
1　決定年月日時　平成23年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月10日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第２８１７号
横浜市緑区三保町2570番地２　市営三保みどり台住宅１―402号
債務者　神野　明美
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２８５２号
横浜市栄区小菅ケ谷１丁目３番１―709号
債務者　菊地　喜一
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２９２９号
横浜市中区松影町４―14―６ロータリーライフ石川町806、住民票上の住所横浜市港南区野庭町601番地　野庭住宅２棟405号
債務者　仲里　浩子
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２９５１号
横浜市保土ケ谷区仏向町341番地　山本マンション305号室
債務者　金内　昭治
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５６５号
岡山市中区福泊30番地13
債務者　兒島　慎一
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５９９号
岡山県倉敷市児島下の町２丁目1584番地15　アピアシー児島507
債務者　藤野　和子
1　決定年月日時　平成23年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６４号
栃木県大田原市薄葉2702番地17　パークサイドレジデンス103号、前住所福島県白河市西大沼１番地８　エターナルプレイス102
債務者　遠藤　良隆
1　決定年月日時　平成23年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月12日午前11時45分
宇都宮地方裁判所大田原支部

破産手続廃止

平成２３年（フ）第１１２２０号
東京都文京区関口３丁目17―14
破産者　小松　　健
1　決定年月日　平成23年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２５８号
埼玉県所沢市大字坂之下231番地の１
破産者　株式会社恵ライン
1　決定年月日　平成23年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部